

重要事項説明書
短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス 1

あなたに対する短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令に基づいて、当施設があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会医療法人 高橋病院 介護老人保健施設 ゆとりろ
- ・実施している介護保険サービス
 - ①介護保健施設サービス ②短期入所療養介護 ③通所リハビリテーション
 - ④訪問リハビリテーション ⑤介護予防短期入所療養介護
 - ⑥介護予防通所リハビリテーション ⑦介護予防訪問リハビリテーション
- ・開設年月日 平成 10 年 7 月 1 日
- ・所在地 北海道函館市宝来町 14 番 27 号
- ・電話番号 0138 - 23 - 7223
- ・ファックス番号 0138 - 23 - 5400
- ・施設管理者名 吉田 史彰
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0151480068号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

・[介護老人保健施設ゆとりろの運営方針]

「介護老人保健施設ゆとりろは、介護老人保健施設の理念と役割に基づいて利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら生活機能の維持、向上を目指し総合的に援助します。」

(3) 施設の概要

構造 S R C 造 6 階建 延面積 5, 986. 17 m²

階数	居室種類	室数	床面積	設備
2 階	1 人部屋	6	12.09 m ²	テレビ・電話・冷蔵庫・電動ベット・クローゼット・収納棚等
	2 人部屋	2	21.22 m ²	テレビ・電話・冷蔵庫・電動ベット・クローゼット・収納棚等
	4 人部屋	1 0	35.19 m ²	テレビ・電話・冷蔵庫・ベット・クローゼット・収納棚等
3 階	1 人部屋	6	12.09 m ²	電動ベット・クローゼット・収納棚等
	2 人部屋	2	21.22 m ²	電動ベット・クローゼット・収納棚等
	4 人部屋	1 0	35.19 m ²	ベット・クローゼット・収納棚等
5 階	1 人部屋	6	8.57 m ²	テレビ・電話・冷蔵庫・電動ベット・クローゼット・収納棚等
	2 人部屋	2	16.18 m ²	テレビ・電話・冷蔵庫・電動ベット・クローゼット・収納棚等
	4 人部屋	1 0	38.67 m ²	テレビ・電話・冷蔵庫・ベット・クローゼット・収納棚等

※ 入所希望の居室種類をお申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もございます。)

※ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合がございますが、その際には、ご契約者とご家族等との協議の上決定するものと致します

設備の種類	室数	備考	設備の種類	室数	備考
機能訓練室	2		談話室	4	
一般浴室	1		特別浴室	2	
デイルーム	1		支援相談室	1	
売店	1		家族介護教室	1	
洗濯室	3		理美容室	1	
食堂	4		ボランティアルーム	1	
レクリエーションルーム	1				

(4) 施設の職員体制

職種	人数
医師	2人以上
看護職員	15人以上（常勤換算）
介護職員	35人以上（常勤換算）
介護助手	3人以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	11人以上（常勤換算）
あん摩マッサージ指圧師	1人以上
管理栄養士	2人以上（常勤換算）
支援相談員	3人以上（常勤換算）
介護支援専門員	2人以上（常勤換算）
事務職員	5人以上

(5) 職員の勤務体制

- ①日 勤 8:30～17:00 ②半日勤 8:30～12:15 ③早 番 7:00～15:30
 ④遅 番 11:00～19:30 ⑤夜 勤 16:45～翌8:45

(6) 入所定員(短期入所含む) 150名

療養室 個室 18室、2人室 6室、4人室 30室

(7) 第三者評価実施の有無

未実施

2. サービス内容

- ① 介護保健施設サービス計画の立案
- ② 食事 (施設長指示の下、管理栄養士の作成したメニューを提供いたします。)
 朝食 8時～
 昼食 12時～
 おやつ 15時～
 夕食 18時～
 食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。食堂以外の場所を希望される場合はご相談ください。
 おやつの内容につきましては、摂食・嚥下や疾患等での禁止対応は行いますが嗜好による商品名での禁止対応は原則行いません。
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽でも対応します。入浴は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による訓練を実施いたします。)
- ⑦ 相談援助サービス (日常生活に関する悩みや、介護サービスに関すること等、ご相談ください。)
- ⑧ 理美容サービス (原則週2回実施します。)
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他
 *これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただくとともに、地域の医療とも連携を図っております。利用者の状態が急変した場合等には、速やかな対応をお願いしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 社会医療法人 高橋病院
 - ・ 住 所 函館市時任町1番2号
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 やまもと歯科診療所
 - ・ 住 所 北斗市七重浜2丁目26番7号

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
なお、受診時には連帯保証人又はご家族の付添いを原則とします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・起床は 6:00 とし、洗面、着替え等は、起床後に行ってください。
- ・消灯は 21:00 となっています。消灯後は他の利用者のみなさんの迷惑にならないようご協力お願いします。
- ・面会時間は 9:00～20:00 です。面会の際は、サービスステーションにて必ず面会簿にご記入ください。
- ・入所中の飲酒は禁止致します。施設敷地内は禁煙になっております。
- ・食事に関しましては、疾患管理のため療養食の提供を行っている場合がありますので、嗜好品を召し上がる場合、職員にご相談下さい。
- ・洗濯物は原則としてご家族にお願いしております。お持ち帰り出来ない場合は施設内のコインランドリー（実費）またはクリーニング（実費）をご利用ください。
- ・所持品、備品等の持ち込みは療養室備え付けの収納庫をご利用ください。
- ・施設での現金のお預かりは原則的には致しません。お手元に現金をお持ちになる場合は小遣い程度の金額のみお持ちください。貴重品の管理は備え付けの鍵付き棚をご利用ください。尚、現金ならび貴重品の紛失等につきましては一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・外出・外泊は許可証が必要です。希望日の 3 日前までにご本人またはご家族の方がサービスステーションにて、手続きを行ってください。尚、許可はご本人の健康状態がすぐれない場合、家族の方が付き添えない場合、許可証はお出し出来ませんのでご了承ください。
- ・外出、外泊中に医療機関の受診は原則としてできません。必要な場合は施設管理者から医療機関へ依頼いたしますので必ずサービスステーションもしくは事務室へご相談ください。
- ・ペットの持ち込みは原則的にはお断りしています。
- ・施設内の携帯電話、P H S のご使用は他者に迷惑が掛からないように決められた時間と場所をお守りください。

5. 非常災害等対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター等
- ・防災訓練 年 3 回（消防避難訓練 2 回 自然災害訓練 1 回）
- ・B C P 訓練 年 2 回（感染症 1 回 自然災害 1 回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
(電話 0138-23-7223 ・ 0138-23-7008)

要望や苦情などは、支援相談員担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

・相談窓口 ・苦情対応窓口	電話番号 0138-23-7223 (代表) 23-7008 (支援相談室直通) FAX番号 0138-23-5400 支援相談員 岩坂 亜里砂・小川 桂子 松村 舞子・伊藤 明博 介護支援専門員 本間 徹・山崎 昌子・樋本 隆明 対応時間 午前8時35分～午後4時55分
------------------	--

次の公的機関においても、苦情等の申し出ができます。

函館市保健福祉部 高齢福祉課	所在地 函館市東雲町4-13 電話番号 0138-21-3025 FAX番号 0138-26-5936 対応時間 午前8時45分～午後5時30分
函館市保健福祉部 指導監査課	所在地 函館市東雲町4-13 電話番号 0138-21-3926 0138-21-3927 0138-21-3923 対応時間 午前8時45分～午後5時30分
北斗市保健福祉課 介護保険係	所在地 北斗市中央1-3-10 電話番号 0138-73-3111 FAX番号 0138-74-2510 対応時間 午前8時45分～午後5時15分
七飯町福祉課 介護保険係	所在地 亀田郡七飯町字本町568-3 電話番号 0138-65-2511 FAX番号 0138-65-9280 対応時間 午前8時45分～午後5時15分
北海道国民健康保険 団体連合会 総務部介護 ・障害者支援課	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5175 対応時間 午前9時00分～午後5時00分

8. 事故発生時の対応

- ・サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での受診を依頼いたします。
- ・前2項のほか、当施設は利用者のご家族又は行政機関に対して速やかに連絡いたします。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

※ 以上、入所中に関する規程、指示等は厳守していただきますようお願いいたします。

万が一厳守していただけない場合には、退所していただく事もございますので予めご了承下さい。